

大ト協第272号
令和6年12月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

若年ドライバー確保のための運転免許取得助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね35歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用に加え、令和4年5月13日に施行されました「受験資格特例教習」の受講費を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間 令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 特例教習の受講

：特例教習受講費用の1/3（100,000円を上限）

準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）

：40,000円を上限

5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は300,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該**会員**事業者が、**令和5年(2023年)4月1日以降**に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、**平成元年(1989年)6月2日以降生まれ**であること。
- ③ 当該運転者が、**令和5年(2023年)4月1日以降に公安委員会指定自動車教習所等**を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、**その費用の全額を当該事業者が負担していること。**
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業者[※]に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和5年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法

希望者(事業者)は**受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除後**に、「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ① 公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ② 従業員として雇用していることを確認するもの
(雇用保険被保険者証の写し等、事業所名の記載のあるもの)
- ③ 特例教習受講修了の書類または運転免許証の写し(限定解除は両面)
- ④ 運転者として在籍していることを確認するもの(いずれかで可)
(直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ先(06)6965-4036